

特定技能1号の対象分野及び業務区分一覧

| | 分野 | 1 人手不足状況 | 2 人材基準 | | 3 その他重要事項 | |
|-----|---|--------------------|----------------------|--|--|----------|
| | | 受入れ見込数 (5年間の上限) | 技能試験 | 日本語試験 | 従事する業務 | 雇用形態 |
| 厚労省 | 介護 | 135,000人 | 介護技能評価試験 | 国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) (上記に加えて)介護日本語評価試験 | ・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 [1業務区分] | 直接 |
| | ビルクリーニング | 37,000人 | ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験 | | ・建築物内部の清掃 [1業務区分] | 直接 |
| 経産省 | 工業製品製造業 旧名: 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 ※1 | 173,300人 | 製造分野特定技能1号評価試験 | | ・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・RPF製造 ・陶磁器製品製造 ・印刷・製本 ・紡織製品製造 ・縫製 [10業務区分] | 直接 |
| 国交省 | 建設 | 80,000人 | 建設分野特定技能1号評価試験等 | 国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) | ・土木 ・建築 ・ライフライン・設備 [3業務区分] | 直接 |
| | 造船・船用工業 | 36,000人 | 造船・船用工業分野特定技能1号試験等 | | ・造船 ・船用機械 ・船用電気電子機器 [3業務区分] | 直接 |
| | 自動車整備 | 10,000人 | 自動車整備分野特定技能1号評価試験等 | | ・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務 [1業務区分] | 直接 |
| | 航空 | 4,400人 | 航空分野特定技能1号評価試験 | | ・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) [2業務区分] | 直接 |
| | 宿泊 | 23,000人 | 宿泊分野特定技能1号評価試験 | | ・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 [1業務区分] | 直接 |
| | 自動車運送業 ※2 | 24,500人 | 自動車運送業分野特定技能1号評価試験等 | 国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) ※「従事する業務」のうち、青字については日本語能力試験(N3以上) | ・トラック運転者 ・タクシー運転者 ・バス運転者 [3業務区分] | 直接 |
| | 鉄道 ※2 | 3,800人 | 鉄道分野特定技能1号評価試験等 | | ・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両整備 ・車両製造 ・運輸係員(駅係員、車掌、運転士) [5業務区分] | 直接 |
| 農水省 | 農業 | 78,000人 | 1号農業技能測定試験 | | ・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) [2業務区分] | 直接 派遣 |
| | 漁業 | 17,000人 | 1号漁業技能測定試験 | | ・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等) [2業務区分] | 直接 派遣 |
| | 飲食品製造業 | 139,000人 | 飲食品製造業特定技能1号技能測定試験 | 国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) | ・飲食品製造業全般(飲食品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生の確保) [1業務区分] | 直接 |
| | 外食業 | 53,000人 | 外食業特定技能1号技能測定試験 | | ・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) [1業務区分] | 直接 |
| | 林業 ※2 | 1,000人 | 林業技能測定試験 | | ・林業(育林、素材生産等) [1業務区分] | 直接 |
| | 木材産業 ※2 | 5,000人 | 木材産業特定技能1号測定試験 | | ・製材業、合板製造業等に係る木材の加工等 [1業務区分] | 直接 |

※1 「電気電子機器組立て」、「金属表面処理」の3業務区分以外の業務区分については、省令の改正等を行った後、受入れ開始となる予定。

※2 省令の改正等を行った後、受入れ開始となる予定。